

平成 2 8 年度

第 2 回 京都市公共事業評価委員会

再 評 価 対 象 事 業

平成 2 8 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（環境衛生施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	I・Ⅲ・25鴨川東岸線 (第二工区)	延長L=715m 幅員W=21.0m ～30.6m	H9	③	20	平成23年度 再評価実施
道路事業	2	一般国道162号 (栗尾バイパス)	延長L=4,300m 幅員W=9.75m	H19	③	10	平成23年度 再評価実施
	3	京都広河原美山線 (二ノ瀬バイパス)	延長L=1,900m 幅員W=7.5m	H19	②	10	
河川事業	4	七瀬川	延長L=1,095m (950m+145m) 幅員W=10.80m ～15.70m	H4	③	25	平成23年度 再評価実施
住宅地区 改良事業	5	三条鴨東地区	面積A=1.26ha	H11	③	18	平成23年度 再評価実施

平成28年度 再評価対象事業箇所図

